（記載上の注意）

1　保証債務(A)は、年度末における保険又は再保証に付されている保証債務の額（翌事業年度約定返済元金相当額を除く。）を記載すること。

2　保証債務(B)は、年度末における保険又は再保証に付されていない保証債務の額（翌事業年度約定返済元金相当額を除く。）を記載すること。

3　本年度末特別準備金積立額(F)は、保証責任準備金に相当するものとして積み立てられている額を記載すること。

4　本年度末保証責任準備金積立基礎額(G)は、本年度末特別準備金積立額(F)の金額が本年度末必要額(C)の金額を上回る場合には、ゼロとすること。

5　附則第３項に基づき本年度保証責任準備金繰入・戻入（△）額を算定する場合には、「本年度保証責任準備金繰入・戻入（△）額(I)＝(L)」と記載し、下表により本年度保証責任準備金繰入・戻入（△）額を算定すること。

この場合の一般資金等の内訳は、一般資金等の本年度末保証責任準備金貸借対照表価額(J)を、各資金の本年度末保証責任準備金積立基礎額(G)に応じて按分して得た額から、前年度末保証責任準備金計上額(H)を控除した額とすること。

6　この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

＜附則第３項に基づく本年度保証責任準備金繰入・戻入（△）額算定表＞　（金額単位：円）

区　分	金　額	内訳			
		近代化資金	農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	就農支援資金及び旧農業改良資金	一般資金等
本年度末保証責任準備金積立基礎額 (G)					
前年度末保証責任準備金計上額　(H)					
積立過不足額　(K)＝(G)－(H)					
本年度繰入・戻入（△）額　(L) (K)が正の場合　(L)＝(K)×１／６ (K)が負の場合　(L)＝(K)					

（記載上の注意）

1　積立過不足額の正・負の判定は、近代化資金、農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）、就農支援資金及び旧農業改良資金、一般資金等の４区分ごとに行うこと。

2　この表中「旧農業改良資金」とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下「改正法」という。）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられたもの及び改正法附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により貸し付けられたものに限る。）をいう。

別紙様式第11号8を次のように改める。

8　特別準備金及び特別支援金内訳

(1)　特別準備金の内訳

（金額単位：円）

区　分		合　計	資金別内訳								
			近代化資金	農業改良資金（旧農業改良資金を除く。）	旧農業改良資金	就農支援資金	金融公庫資金（農業改良資金を除く。）	農業経営改善促進資金	農業経営負担軽減支援資金	畜産特別資金	
特別準備金前年度末積立額											
本年度増加額	受取助成金										
	自己資金（うち補助対応分）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	償却求償権回収額										
	計										
本年度減少	償却費用										
	求償権回収費用										
	計										